

沖縄県下水道協会 下水道排水設備工事責任技術者試験 及び更新講習実施要領

- 第1条 趣旨
- 第2条 受験資格
- 第3条 受験申込み
- 第4条 試験の実施方法
- 第5条 受験講習その他

- 第6条 採点及び合否判定
- 第7条 合格証の取扱い
- 第8条 合格取消しの異議申立て
- 第9条 登録の申請
- 第10条 登録取消しの異議申立て

- 第11条 削除
- 第12条 更新講習の指定
- 第13条 更新講習の受講・登録申込みその他
- 第14条 更新講習の実施方法
- 第15条 削除

- 第16条 受験及び受講並びに登録手数料等
- 第17条 その他

沖縄県下水道協会 下水道排水設備工事責任技術者試験 及び更新講習実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく基本的事項に関し定めるものとする。

(受験資格)

第2条 実施要綱第7条第1項中の満年齢及び同条第2項第2号の経過年数は、下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）の実施日を基準として計算するものとする。

2 実施要綱第7条第1項第1号中の「これに相当する課程」とは、次のとおりとする。

(1) 土木科、農業土木科及び農業工学科

(2) 建築科、建築工学科及び設備工学科

(3) 衛生工学科

(4) その他、前各号に相当するものとして沖縄県下水道協会会長（以下「会長」という。）が認める課程

3 実施要綱第7条第1項第2号及び第3号中の「1年以上」及び「2年以上」の実務経年数は、試験の受験申込日を基準として計算するものとする。

4 実施要綱第7条第1項第4号に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業訓練施設において配管科を修了した者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校以上の学校を卒業した者で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務の経験を有する者

(3) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して2年以上の実務の経験を有する者

(4) その他第1号から第3号までに準ずる者として、会長が認める者

(受験申込み)

第3条 実施要綱第8条に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 履歴書

(2) 住民票抄本の写し（提出日前の3月以内に発行したもの）

(3) 実施要綱第7条に規定する受験資格を有する事を証する書類（卒業証明書等）

(4) 写真(縦3cm、横2.5cm、提出日前3月以内に撮影したもので上半身脱帽のカラー写真)

(5) 受験手数料払込金受領証又はその写し

(6) A4封筒(受験申込者の住所・氏名を記入し、140円切手を貼ること。)

- 2 受験する者のうち、沖縄県下水道協会(以下「協会」という。)の実施する受験講習を希望する者は、受験申込書と併せて受験講習申込書を提出するものとする。
- 3 下水道管理者は、受験申込書の提出を受けたときは、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえ受理し、速やかに受験申込者に受験票(第14号様式)を交付し、受験講習会申込者には受験講習受験票(第15号様式)を交付する。
- 4 下水道管理者は、受付が終了したときは、受験申込書、受験者名簿(第16号様式)及び受験申込状況報告書を速やかに会長へ送付するものとする。
- 5 会長は、各下水道管理者より送付された受験者名簿、受験申込書を受験講習会、試験会場の各責任者へ送付する。

(試験の実施方法)

第4条 試験の実施方法については、試験運営委員会において試験実施計画等を定めて行う。

- 2 試験会場は、受験者の利便等を考慮し、適宜分割して行う。

(受験講習その他)

第5条 受験講習は、試験を申し込んだ者のうち、受験講習を希望するものを対象に行う。

- 2 受験講習の講師は、下水道管理者に所属する職員から会長が選任するものとする。
- 3 受験講習は、社団法人日本下水道協会発行の「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」を教材として用いる。
- 4 受験講習会場は、受講者の利便等を考慮し、適宜分割して行う。

(採点及び合否判定)

第6条 合否の判定は、試験運営委員会において採点基準及び合否の判定基準を定めて行うものとする。

(合格証の取扱い)

第7条 下水道管理者は、実施要綱第10条により合格者名簿の送付を受けたときは、これを保管するとともに、下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録事務に活用するものとする。

(合格取消しの異議申立て)

第8条 実施要綱第11条第2項の規定により試験の合格取消しを通知された者は、その借置について異議がある場合は、当該通知を受け取った日以後2週間以内(郵送の場合、消印の日から2週間以内)に会長へ異議の申立てを行うことができるものとする。

- 2 会長は、前項の異議の申立てを受けたときは、試験運営委員会に諮り、速やかに対応して、その結果を申立て人に通知しなければならない。

(登録の申請)

第9条 実施要綱第12条に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民票抄本の写し(提出日前3月以内に発行したもの)
 - (2) 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者でないことを証する証明書(提出日前3月以内に発行したもの)
 - (3) 写真(縦3cm、横2.5cm、提出日前3月以内に撮影したもので上半身脱帽のカラー写真)
 - (4) 受験手数料払込金受領証又はその写し
 - (5) 合格証の写し
- 2 下水道管理者は、登録申請書の申請を受けたときは、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえ受理するものとする。
 - 3 下水道管理者は、受付が終了したときは、登録申請書、登録者名簿を速やかに会長へ送付するものとする。

(登録取消しの異議申立て)

第10条 実施要綱第14条及び第15条に定める責任技術者の処分に対する異議申立てについては、試験運営委員会においてその審議を行うものとする。

第11条 削除

(更新講習の指定)

第12条 会長は、更新講習の受講及び登録更新の円滑な実施を図るため、登録更新を行う必要のある責任技術者に対し、あらかじめ更新講習に関する期日等を通知するものとする。

(更新講習の受講・登録申込その他)

第13条 実施要綱第20条第1項に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者ではない事を証する証明書(提出日前の3月以内に発行したもの) 身分証明書
 - (2) 写真(縦3cm、横2.5cm、提出日前3月以内に撮影したもので上半身脱帽のカラー写真)
 - (3) 氏名、住所等に変更があった場合には、それを証する書類(提出日前3月以内に発行したもの) 住民票抄本
 - (4) 責任技術者証の写し
 - (5) 更新講習・登録手数料払込金受領証又はその写し
 - (6) テキスト代払込金受領証又はその写し
- 2 下水道管理者は、更新講習受講・登録申込書の提出を受けたときは、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認して受理し、速やかに受講・登録申込者に更新講習受講・登録票(第

18号様式)を交付する。

- 3 下水道管理者は、受付が終了したときは、受講・登録申込書、受講・登録者名簿（19号様式）を速やかに会長へ送付するものとする。
- 4 会長は、各下水道管理者より送付された受講・登録者名簿、受講・登録申込書を更新講習会場の各責任者へ送付する。

(更新講習の実施方法)

- 第14条 更新講習の実施方法については、更新講習運営委員会において更新講習実施計画等を定める。
- 2 更新講習は、社団法人日本下水道協会発行の「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」を教材として用い、設計及び施工に関しては、演習、模型等を用いて具体的に行うものとする。
- 3 更新講習の講師は、下水道管理者に所属する職員から会長が選任するものとする。ただし、講習内容によっては、民間の講師を活用することができる。
- 4 更新講習は、受講者の利便を考慮し、協会内を適宜に分割して行うものとする。

第15条 削除

(受験及び受講並びに登録手数料等)

- 第16条 試験の受講及び受験講習並びに登録等に係る手数料は、別表のとおりとする。
- 2 更新の更新講習及び更新登録に係る手数料は、別表のとおりとする。
- 3 前2項の手数料を定める際は、事前に試験運営委員会に付議しなければならない。
- 4 受験講習会及び更新講習会で活用するテキスト等代金については、社団法人日本下水道協会発行図書一覧の該当図書の金額で徴収する。
- 5 納付された手数料は、当該業務を協会が実施しなかった場合を除き返還しない。
- 6 納付されたテキスト等代金については、返還しない。ただし、会長の認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この要領に定めない事項については、その都度会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 22 日支部総会で決定）

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 16 条関係）

区 分	手 数 料	金 額
責任技術者試験	責任技術者試験受験手数料	6,000 円
責任技術者受験講習	責任技術者受験講習手数料	5,000 円
責任技術者の登録	責任技術者登録手数料	4,000 円
責任技術者更新講習	責任技術者更新講習手数料	8,000 円
責任技術者登録の登録更新	責任技術者登録更新手数料	4,000 円
責任技術者証の再交付	責任技術者証再交付手数料	4,000 円
責任技術者認定資格講習	責任技術者認定資格講習手数料	6,000 円

附 則（平成 27 年 4 月 17 日県下水道総会にて承認）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。